

平泉町観光審議会

日 時：平成 29 年 12 月 5 日（火）

午前 10 時 00 分～

場 所：平泉町役場 2 階 庁議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 平泉町長

3. 協 議

(1) 平泉町観光振興計画について

(2) そ の 他

4. 閉 会

平 泉 町 観 光 審 議 会 委 員

平成 2 8 ・ 2 9 年 度

区 分	職	氏 名	摘要
観 光 及 び 商 工 関 係 団 体 の 役 職 員	観 光 協 会 長	泉 信 平	会 長
	商 工 会 長	千 葉 庄 悦	副 会 長
	いわて平泉農業協同組合 平泉営農経済センター長	小野寺 洋	
	平 泉 商 工 会 青 年 部 長	佐々木 優 弥	
	平 泉 商 工 会 女 性 部 長	小 室 光 子	
中 尊 寺 及 び 毛 越 寺 の 関 係 者	中 尊 寺 執 事 長	菅 原 光 聰	
	毛 越 寺 執 事 長	千 葉 慶 信	
町 の 文 化 財 調 査 委 員	文 化 財 調 査 委 員	駒 形 和 宣	
知 識 経 験 を 有 す る 者	一 般	千 葉 亮 賢	
	一 般	千 葉 ローズ マリー アン	
	一 般	千 葉 幸 子	
関 係 行 政 機 関 の 職 員	教 育 長	岩 淵 実	

平泉町観光審議会委員

平成28・29年度

区 分	職	氏 名	摘要
観光及び商工 関係団体 の役職員	観光協会長	泉 信 平	
	商工会長	千 葉 庄 悦	
	いわて平泉農業協同組合 平泉営農経済センター長	小野寺 洋	
	平泉商工会 青年部長	佐々木 優 弥	
	平泉商工会 女性部長	小 室 光 子	
中尊寺及び 毛越寺の関係者	中尊寺執事長	菅 原 光 聴	
	毛越寺執事長	千 葉 慶 信	
町の文化財調査 委 員	文化財調査委員	駒 形 和 宣	
知識経験を 有する者	一 般	千 葉 亮 賢	
	一 般	千葉ローズマリーアン	
	一 般	千 葉 幸 子	
関係行政機関 の 職 員	教 育 長	岩 淵 実	

○平泉町観光審議会条例

昭和41年5月26日
条例第9号

(設置)

第1条 観光に関し必要な事項を調査審議するため、町長の諮問機関として平泉町観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 観光開発計画に関すること。
- (2) 観光資源の保護に関すること。
- (4) 観光資源の開発及び整備に関すること。
- (5) 観光資源の利用の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光に係る重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 観光及び商工関係団体の役職員
 - (2) 中尊寺及び毛越寺の関係者
 - (3) 町の文化財調査委員
 - (4) 知識経験を有する者
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、観光商工課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。